

## 令和6年江南市議会5月臨時会議案目録

令和6年5月13日

議案第34号	江南市公平委員会委員の選任について	P	2
議案第35号	市民文化会館大・小ホール舞台音響操作卓売買契約の締結について	P	6
議案第36号	令和6年度江南市一般会計補正予算（第1号）	P	9

令和6年議案第34号

江南市公平委員会委員の選任について

下記の者を江南市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和6年5月13日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 田中 重和

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市公平委員会委員 田中重和氏が令和6年5月24日任期満了するので、後任の者を選任する必要があるからであります。

田 中 重 和 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市公平委員会委員名簿

(令和6年5月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	田 中 重 和		自令和 2 年 5 月 25 日 至令和 6 年 5 月 24 日
	浅野 總一郎		自令和 4 年 5 月 25 日 至令和 8 年 5 月 24 日
	大 岩 裕 子		自令和 5 年 5 月 25 日 至令和 9 年 5 月 24 日

地方公務員法（抜粋）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第7条 （略）

2 （略）

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 （略）

（人事委員会又は公平委員会の権限）

第8条 （略）

2 公平委員会は、次に掲げる事務を処理する。

（1）職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

（2）職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

（3）前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

（4）前3号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

3～9 （略）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解

があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 (略)

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5～8 (略)

9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（第7条第4項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。）の職（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。）を兼ねることができない。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

12 (略)

## 江南市公平委員会設置条例（抜粋）

### （設置）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、江南市公平委員会を設置する。

### （委員）

第2条 公平委員会の委員は、非常勤とする。

## 令和6年議案第35号

### 市民文化会館大・小ホール舞台音響操作卓売買契約の締結について

令和6年4月4日指名競争入札に付した市民文化会館大・小ホール舞台音響操作卓の購入について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

令和6年5月13日提出

江南市長 澤田 和延

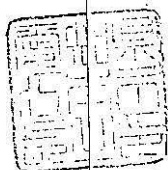
#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 市民文化会館大・小ホール舞台音響操作卓の購入                      |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                      |
| 3 契約金額   | 金 51,700,000円                               |
| 4 契約の相手方 | 清須市春日五反地18番地<br>アプロ通信株式会社 中部支社<br>支社長 長尾 昭人 |

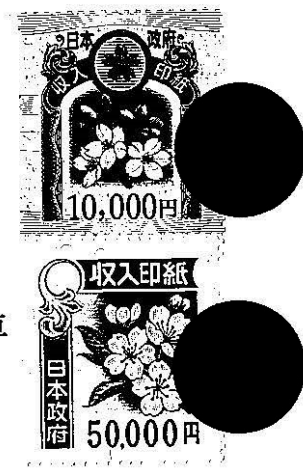
#### 提案理由

この案を提出するのは、市民文化会館大・小ホール舞台音響操作卓を購入するため、必要があるからであります。

(参 考)



## 売買仮契約書



- 1 品名及び規格、品質
  - (1) 品名 市民文化会館大・小ホール舞台音響操作卓
  - (2) 規格、品質 別紙仕様書のとおり
  - (3) 数量 1式
  
- 2 契約金額 金51,700,000円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金4,700,000円
  
- 3 契約保証金 免除
  
- 4 納入期限 令和7年2月28日
  
- 5 納入場所 江南市民文化会館 江南市北野町川石25番地1

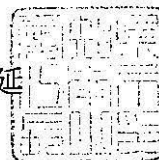
上記物品の売買について、江南市（以下「発注者」という。）とアプロ通信株式会社 中部支社（以下「受注者」という。）との間に別途条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和6年4月5日

発注者 江南市  
市長 澤田和延



受注者

愛知県清須市春日町4番地18番地  
アプロ通信株式会社 中部支社  
支社長 長尾昭人







令和6年度江南市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度江南市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,344,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,152,471千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年5月13日提出

江南市長 澤田 和延

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,654,293	千円 1,150,055	千円 5,804,348
	4 国庫交付金	668,409	1,150,055	1,818,464
19 繰入金		241,864	17,803	259,667
	1 基金繰入金	241,864	17,803	259,667
21 諸収入		1,296,594	16,500	1,313,094
	5 雑入	1,048,934	16,500	1,065,434
22 市債		857,000	160,100	1,017,100
	1 市債	857,000	160,100	1,017,100
歳入合計		31,808,013	1,344,458	33,152,471

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,080,523	千円 1,500	千円 3,082,023
	1 総務管理費	2,427,931	1,500	2,429,431
3 民生費		15,976,646	1,327,958	17,304,604
	1 社会福祉費	8,289,009	177,903	8,466,912
	3 生活保護費	1,076,757	1,150,055	2,226,812
10 教育費		2,966,857	15,000	2,981,857
	4 社会教育費	586,562	15,000	601,562
歳出合計		31,808,013	1,344,458	33,152,471

## 第2表 地方債補正

[単位:千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称)多世代交流プラザ整備事業	160,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	1,017,100			

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 4,654,293	千円 1,150,055	千円 5,804,348
19 繰入金	241,864	17,803	259,667
21 諸収入	1,296,594	16,500	1,313,094
22 市債	857,000	160,100	1,017,100
歳入合計	31,808,013	1,344,458	33,152,471

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 3,080,523	千円 1,500	千円 3,082,023
3 民生費	15,976,646	1,327,958	17,304,604
10 教育費	2,966,857	15,000	2,981,857
歳出合計	31,808,013	1,344,458	33,152,471

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 1,500	千円
1,150,055	160,100		17,803
		15,000	
1,150,055	160,100	16,500	17,803

## 2 歳 入

15款 国庫支出金  
22款 市債

19款 繰入金

21款 諸収入

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	4,654,293	1,150,055	5,804,348
	4 国庫交付金	668,409	1,150,055	1,818,464
	2 民生費交付金	532,823	1,150,055	1,682,878
19	繰入金	241,864	17,803	259,667
	1 基金繰入金	241,864	17,803	259,667
	1 基金繰入金	241,864	17,803	259,667
21	諸収入	1,296,594	16,500	1,313,094
	5 雑入	1,048,934	16,500	1,065,434
	2 雑入	1,048,680	16,500	1,065,180
22	市債	857,000	160,100	1,017,100
	1 市債	857,000	160,100	1,017,100
	2 民生債	48,700	160,100	208,800
	計	31,808,013	1,344,458	33,152,471

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
2 生活保護費 交 付 金	1,150,055	[ふくし支援課] 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
1 基 金 繰 入 金	17,803	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
11 雑 入	16,500	[企画課] コミュニティ助成事業助成金 [生涯学習課] コミュニティ助成事業助成金	1,500 15,000
1 社会福祉債	160,100	[地域ふくし課] (仮称)多世代交流プラザ整備事業債	

### 3 歳 出

2 款 総務費  
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 企画費	784,298	1,500	785,798			1,500		18負担金、 補助及び 交付金	1,500
計	2,427,931	1,500	2,429,431			1,500			

3 款 民生費  
1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 地 域 福 祉 費	396,966	177,903	574,869		160,100		17,803	12委託料	3,223
								14工 事 請 負 費	174,680
計	8,289,009	177,903	8,466,912		160,100		17,803		



2-1-2 企画費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	1,500	
[地域団体支援事業] ・ 区長・町総代事業 18 負担金、補助及び交付金 コミュニティ助成事業交付金		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 〈特定財源〉 そ 1,500千円 コミュニティ助成事業助成金 備品整備費助成 島宮区 1,500千円

3-1-1 地域福祉費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	177,903	
[（仮称）多世代交流プラザ整備等事業] ・ （仮称）多世代交流プラザ整備事業 12 委託料 工事監理委託料 14 工事請負費 老人福祉センター解体工事費	3,223 174,680	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 〈特定財源〉 地 160,100千円 177,903,000円×90% （仮称）多世代交流プラザ整備に伴う老人福祉センター解体工事

歳 出  
 3款 民生費  
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1,076,757	1,150,055	2,226,812	1,150,055				1報 酬 326	
								3職 員 手 当 等 1,364	
								4共 済 費 4	
								8旅 費 5	
								10需 用 費 1,169	
								11役 務 費 21,251	
								12委 託 料 13,023	
								13使 用 料 及 び 賃 借 料 1,003	
								18負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金 1,111,910	

説		明	
事	業	備	考
<b>〔物価高騰対応重点支援給付金支給事業〕 359,821</b> <b>・物価高騰対応重点支援給付金支給事業（新規分） 283,118</b>			
10	需用費 237	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
	消耗品費 107		
	一般事業用		〈特定財源〉
	印刷製本費 130	国	283,118千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
	一般事業用		
11	役務費 5,272	目的	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた
	郵便料 934		住民税非課税世帯等への支援
	人材派遣手数料 4,043	内容	物価高騰対応重点支援給付金（新規分）及び
	口座振込手数料 295		物価高騰対応重点支援給付金（加算分）の支給
12	委託料 5,830		
	システム構築委託料		
13	使用料及び賃借料 279		
	パソコン等借上料		
18	負担金、補助及び交付金 271,500		
	物価高騰対応重点支援給付金（新規分） 255,000		
	物価高騰対応重点支援給付金（加算分） 16,500		
<b>・物価高騰対応重点支援給付金支給事業（拡大分） 76,703</b>			
10	需用費 54	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
	印刷製本費		〈特定財源〉
	一般事業用	国	76,703千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
11	役務費 399	目的	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた
	郵便料 309		住民税均等割のみ課税世帯への支援
	口座振込手数料 90	内容	物価高騰対応重点支援給付金（拡大分）及び
18	負担金、補助及び交付金 76,250		物価高騰対応重点支援給付金（加算分）の支給
	物価高騰対応重点支援給付金（拡大分） 69,300		
	物価高騰対応重点支援給付金（加算分） 6,950		

歳 出  
 3款 民生費  
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	1,076,757	1,150,055	2,226,812	1,150,055					

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説	明
事	備
業	考
<p>[物価高騰対応重点支援給付金支給事業（調整給付分）] 790,234</p> <p>1 報酬 326</p> <p style="padding-left: 20px;">会計年度任用職員</p> <p>3 職員手当等 1,364</p> <p style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当</p> <p>4 共済費 4</p> <p style="padding-left: 20px;">労働保険料</p> <p>8 旅費 5</p> <p style="padding-left: 20px;">費用弁償</p> <p>10 需用費 878</p> <p style="padding-left: 20px;">消耗品費 222</p> <p style="padding-left: 40px;">一般事業用</p> <p style="padding-left: 20px;">印刷製本費 656</p> <p style="padding-left: 40px;">一般事業用</p> <p>11 役務費 15,580</p> <p style="padding-left: 20px;">郵便料 6,461</p> <p style="padding-left: 20px;">電話料 1</p> <p style="padding-left: 20px;">電話架設料 155</p> <p style="padding-left: 20px;">人材派遣手数料 6,930</p> <p style="padding-left: 20px;">口座振込手数料 2,033</p> <p>12 委託料 7,193</p> <p style="padding-left: 20px;">システム構築委託料</p> <p>13 使用料及び賃借料 724</p> <p style="padding-left: 20px;">コピー機借上料 98</p> <p style="padding-left: 20px;">パソコン等借上料 626</p> <p>18 負担金、補助及び交付金 764,160</p> <p style="padding-left: 20px;">物価高騰対応重点支援給付金（調整給付分）</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 790,234千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金</p> <p>目的 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた定額減税しきれないと見込まれる方への支援</p> <p>内容 物価高騰対応重点支援給付金（調整給付分）の支給</p>

歳 出  
 10款 教育費  
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	425,539	15,000	440,539			15,000		18負担金、 補助及び 交付金	15,000
計	586,562	15,000	601,562			15,000			

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<b>【集会所建築費補助事業】</b> 18 負担金、補助及び交付金 コミュニティ助成事業交付金	15,000	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 そ 15,000千円 コミュニティ助成事業助成金 木賀東町公会堂 113.31平方メートル

## 物価高騰対応重点支援給付金支給事業（新規分）

### 1 事業目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、生活への負担感が大きい低所得世帯である令和6年度新たに住民税均等割非課税等となる世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給し、加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。

### 2 事業内容

#### (1) 対象者

##### ①令和6年度新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付

令和6年6月3日の基準日において、住民基本台帳に記録されている世帯全員の令和6年度の住民税均等割が新たに非課税となった世帯(ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)の世帯主

##### ②令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付

令和6年6月3日の基準日において、住民基本台帳に記録されている世帯全員の令和6年度の住民税均等割のみが新たに課税となった世帯(ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)の世帯主

##### ③子育て世帯への加算

##### ①②の対象者と同一世帯となっている18歳以下の児童

※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童

※例外的に、申請により対象となる児童

- ・基準日以降に生まれた新生児
- ・別世帯だが扶養している児童

※例外的に、確認書による確認により対象としない児童

- ・住民票を移していない施設入所児童

#### (2) 支給額

①②1世帯当たり10万円

③児童1人当たり5万円

#### (3) 支給方法

支給要件確認書による支給

#### (4) 支給要件確認書の提出期限

令和6年10月31日(木)

#### (5) 支給期間

令和6年7月から令和6年11月中旬まで

### 3 事業費

283,118 千円

給付金 271,500 千円

事務費 11,618 千円

〈特定財源〉

国庫支出金 283,118 千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金



## 物価高騰対応重点支援給付金支給事業（調整給付分）

### 1 事業目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、生活への負担感が大きい中、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方に対し、負担軽減を図るため重点支援給付金を支給する。

### 2 事業内容

#### (1) 対象者

定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」（令和5年分所得税額）又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

- ・ 定額減税可能額      : 所得税分                      = 3万円×減税対象人数  
                              : 個人住民税所得割分   = 1万円×減税対象人数
- ・ 減税対象人数       : 納税者本人＋同一生計配偶者  
  ＋扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)の数

#### (2) 支給額

①＋②の合算額(合算額を万円単位に切り上げる)

①所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)  
(①<0の場合は0)

②個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額  
(②<0の場合は0)

なお、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が確定した後、給付額に不足があることが判明した場合には追加で給付する。

#### (3) 支給方法

支給要件確認書による支給

#### (4) 支給要件確認書の提出期限

令和6年10月31日(木)

#### (5) 支給期間

令和6年7月から令和6年11月中旬まで

### 3 事業費

790,234 千円

給付金           764,160 千円

事務費           26,074 千円

(特定財源)

国庫支出金   790,234 千円           物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金